

## 短期給付に係る標準処理期間

公立学校共済組合宮崎支部

### 1 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	30日
船員組合員資格の取得及び組合員証の交付	30日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	21日
任意継続組合員資格の喪失	21日
資格喪失証明の発行	30日
上記証の記載事項の訂正	30日
上記証の亡失等による再交付	30日

### 2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	30日
被扶養者の取消	30日
被扶養者証の記載事項の訂正	30日
被扶養者証の亡失等による再交付	30日

### 3 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給	60日	決定後の28日 (休日等の場合は直前の平日)
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給	60日	
移送費・家族移送費の支給	60日	
家族療養費の支給	60日	
高額療養費の支給	60日	
入院時食事療養費の支給	60日	
入院時生活療養費の支給	60日	
出産費・家族出産費の支給	60日	
埋葬料・家族埋葬料の支給	60日	
傷病手当金の支給	60日	
出産手当金の支給	60日	
休業手当金の支給	60日	
育児休業手当金の支給	60日	
介護休業手当金の支給	60日	
弔慰金・家族弔慰金の支給	60日	
災害見舞金の支給	60日	
結婚手当金の支給	60日	
入院附加金の支給	60日	
船員組合員の療養の給付	60日	
船員組合員の一部負担金の額等の返還	60日	
前納された任意継続掛金の還付	30日	----- 決定後随時

#### 4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	30日
標準負担額減額認定証の交付	30日
特定疾病療養受療証の交付	30日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	30日
上記証の記載事項の訂正	30日
上記証の亡失等による再交付	30日
支払未済の給付請求	60日
第三者の行為による損害の賠償請求	60日
レセプトの開示請求	30日

- (注) ① 標準処理期間とは、請求書等を所属所が受理した日から、交付または支給までの処理に要する期間である。
- ② 標準処理期間のうち、請求書等を所属所が受理してから支部に届くまでの期間を7日とする。
- ③ 標準処理期間には、書類不備等により是正を求める補正の期間は含まないものとする。